

## 消防職員の懲戒処分について

標記の件について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 【処分事案】

- 1 被処分者 消防本部 警備第2課 主査 36歳 男性
- 2 処分内容 減給10分の1 1箇月  
(根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)
- 3 処分日 令和4年11月30日
- 4 事案概要

令和4年8月1日(月)午前11時30分頃、消防署本署において、被害職員が救急車内の消毒のためアルコール噴霧を行っていたところ、誤ってアルコール製剤が被処分者の目に入ったことに激高し、被処分者が被害職員の頸部を右手でつかんだ際に負傷させたもの。(負傷程度 治癒1週間程度の頸部挫創)

### 5 再発防止に向けた取り組みについて

職員に対し、今回事案を職員全体の問題として強く自覚するよう伝えるとともに、アングーマネージメント研修などの職員教育を早期に実施し、良好な職場環境づくりに組織を挙げて取り組む。

### 6 消防長コメント

いかなる理由であろうと、暴力を振るう行為は許されるものではありません。今後、公務員としての自覚ある行動・言動に努めるよう、徹底した職員教育に努めてまいります。

### 【問い合わせ】

河内長野市消防本部 消防総務課 電話 0721-53-0066